管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130010	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ①狩猟について必要な適性 ②狩猟について必要な技能 ③狩猟について必要な知識	狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃刀法により技術能力を有していると認められている銃砲所持許可を有する者について、銃猟の免許試験において、技能試験の一部（銃器の点検・分解結合等の基本操作）を免除し、受験負担を軽減すること。	・本県においては、野生鳥獣による農林業被害が年間約9億円と甚大であり、新たな狩猟者、特に銃猟免許所持者の確保が喫緊の課題となっている中、狩猟者確保について、できうる限りの対策をとるべきと考えている。 ・そのために、狩猟免許試験における受験者の負担軽減が必要と考え、銃刀法に基づく技能検定や定期的な技能講習で確認されている項目について免除を求めるものである。 ・本提案は、一定の安全性は確保した上で、受験者の負担軽減を図る取り組みを実施し、狩猟者の増加を図ろうとする趣旨である。	C	Ⅰ	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可（以下、「所持許可」という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然修得していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・本県では、有害鳥獣捕獲等の担い手となる狩猟者（特に銃猟）の確保が喫緊の課題となっており、銃猟の免許試験において少しでも受験者の負担軽減を図りたいという趣旨である。 ・免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、銃刀法に基づく銃所持許可者は、これら操作については当然習得しているはずであるし、少なくとも一定水準以上の技量は有していると考える。 ・銃所持許可者に対して銃所持許可の検定と重複する課題についてのみ免除し負担軽減を図ることが、狩猟者（特に銃猟）の確保の一助となると考えての提案であることをご理解いただきたい。	C	Ⅰ	狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可（以下、「所持許可」という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やｼｭｰﾃｨﾝｸﾞｼﾐｭﾚｰﾀｰによる銃猟模擬体験会の開催などの狩猟後継者確保策を実施しているところである。 ・狩猟免許試験の実施にあたっても、開催箇所の増加や休日開催の実施など受験者の利便性向上のための取り組みを行っており、さらなる取り組みとして銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。 ・免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、狩猟後継者確保のために提案しているものであり、ご理解いただきたい。	C	Ⅰ	当省としても鳥獣保護管理の担い手の確保は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。 銃刀法の銃砲所持許可（以下、「所持許可」という）に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。 なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断することはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。		1010050	兵庫県	兵庫県	環境省
130020	鳥獣保護区における狩猟期間中の特定鳥獣に係る捕獲許可の不要化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。	農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣（シカ・イノシシ）に関し、狩猟期間中に「わな」による捕獲をすることができることとする。	・本県では、野生鳥獣による農林業被害が年間約9億円と甚大で、有害鳥獣捕獲等により対策をとってはいるが、猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができないため被害低減には至っておらず、鳥獣保護区の指定を更新しようとする際、強い反発を受けることがある。 ・このような鳥獣保護区内について、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう当該鳥獣保護区の状況等を十分把握した上で、特定鳥獣（シカ、イノシシ）を、特定猟法（わな）により、狩猟により捕獲ができるよう要望するものである。 ・農林業被害等による鳥獣保護区廃止論もある中、一定の規制緩和を行うことこそが、鳥獣保護区制度の安定的な存続につながると考える。	C	Ⅰ	御要望の事項は、鳥獣保護区において狩猟期間中に、捕獲許可を受けずに特定の鳥獣を捕獲することについて、その方法をわなに限って可能にするものであると解される。捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・鳥獣保護区の永続的な設定による安定的な鳥獣保護事業の推進のために、被害が軽減するまでの期間のみ、特定鳥獣（シカ、イノシシ等）を特定猟法（わな）に限定して狩猟可能とすることを提案しているものである。 ・農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進しているが、山間部での狩猟者の減少等により、その取り組みで補いきれない当県の実情に基づき、期間を限って特区制度により対応しようとするものである。 ・特定鳥獣による農林業被害を理由に地元住民から鳥獣保護区の廃止要望が強まる中、地域の鳥獣の保護の見地から、設定した鳥獣保護区は必要であることを前提とした提案である。	C	Ⅰ	御要望の事項は、鳥獣保護区において狩猟期間中に、捕獲許可を受けずに特定の鳥獣を捕獲することについて、その方法をわなに限って可能にするものであると解される。捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・希少な鳥獣の保護等を目的に設定された鳥獣保護区において、鳥獣の捕獲行為は行政機関の許可に基づく捕獲に限定すべきであり、農林業被害には、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進すべきであるが、過疎等により狩猟者が減少している一部地域では、その取り組みで補いきれない状況となっている。 ・そのような鳥獣保護区においてのみ、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣(ｼｶ、ｲﾉｼｼ等)に限り、特定猟法（わな）での狩猟を可能とすることを提案しているものである。 ・鳥獣保護区の永続的な設定による安定的な鳥獣保護事業の推進のために提案しているものであり、ご理解いただきたい。	C	Ⅰ	捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。 農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。 なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。		1010060	兵庫県	兵庫県	環境省
130030	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物処理法第7条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。	一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。	・一般廃棄物である剪定枝等の再生利用事業を効果的に推進するためには、市町域を超える収集運搬が必要であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用が進んでいない。 ・このため、食品廃棄物と同様に、剪定枝等の再生利用が担保されている場合には、主務大臣が再生利用事業計画を認定することにより、関係市町の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を認め、剪定枝等の再生利用を促進したい。	C	－	現行制度上、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、複数市町村の区域をまたがる広域的な処理を進めるためには、関係市町村と事業者の調整は重要である。仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町（特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町）の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって関係市町の反発を招くおそれも考えられる。 また、廃棄物処理法に基づく再生利用指定制度を活用することにより、一般廃棄物収集運搬又は一般廃棄物処分業の許可を有さない業者が事業を行う事ができる。 以上のことから、特区として対応することは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・新兵庫県バイオマス総合利用計画（H24.10策定）において、「剪定枝は再生利用指定制度の活用により、たい肥化等を円滑に推進できる環境を整備する必要がある」としており、再生利用指定制度の有効性は認識している。 ・ただ、現状、市町において再生利用指定制度等を活用した積極的な取組は一部である。再生利用の必要性について市町の理解を深めるためにも、食品廃棄物と同様に剪定枝等においても資源として活用していくよう、特区制度を活用し、再生利用が担保されている場合には一般廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例措置を認める先導的な取組を実施したい。	C	－	先の回答で述べたとおり、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の特区を実現させたとしても、事業を円滑に実施するためには、関係市町において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考える。仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町（特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町）の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって関係市町の反発を招くおそれも考えられる。このため、特区の活用よりも、まずは、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 一方、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 以上のことから、特区として対応することは困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	・一般廃棄物における市町の位置づけや再生利用指定制度の有効性は認識している。しかし、現在、市町において再生利用指定制度等を活用した積極的な取組は一部である。 ・再生利用の必要性について市町の理解を深めるため、また、広く薄く存在する剪定枝等は市町を越えた広域的な収集運搬が合理的であるため、特区制度を活用し、再生利用が担保されている場合には各市町毎に必要な一般廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例措置を認める先導的な取組を実施したい。	C	-	先の回答及び先の先の回答でも述べたとおり、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の特区を実現させたとしても、事業を円滑に実施するためには、関係市町において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考える。こうした市町村の協力が得られていないにもかかわらず、規制緩和の特区を実施することにより、仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町（特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町）の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって関係市町の反発を招くおそれも考えられる。 このため、特区の活用よりも、まずは、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。 一方、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現することが可能である。 以上のことから、特区として対応することは困難である。		1010080	兵庫県	兵庫県	環境省
130040	土壌汚染対策法第4条第1項（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）における「土地の形質の変更の届出」に関する要件の緩和	・土壌汚染対策法第4条第1項 ・土壌汚染対策法施行規則第25条 ・土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（環水大土発第110706001号、平成23年7月8日、環境省水・大気環境局長）記の第3の2（2）①	法第4条第1項の届出の対象となる「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わず、土地の形質の変更の部分の面積が3000㎡以上であれば、届出が義務付けられる。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー源を用いて発電を行う3,000㎡以上の施設について、次の①、②及び③のすべてに該当する場合は、土壌汚染対策法第4条の届け出は不要とする。 ①土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。 ②土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更をしない。 ③深さ50cm以上の土地の形質の変更に係る部分の合計が3,000㎡未満であること。	電力会社が、固定価格で長期間、電力を買い取る制度(再生可能エネルギー固定価格買取制度)が平成24年7月から始まった。この制度は、27年6月までの固定買取価格はプレミアム価格を設定することになっており、その後は、順次価格は下落していく。従って、再生エネルギー源を用いた発電事業を一層促進するためには、27年6月までに特定契約の申込みを電力会社に行い受理される必要がある。そこで、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー源を用いて発電を行う3,000㎡以上の施設について、①施設設置区域外へ土壌を搬出せず、②当該工事中も散水等により土壌の飛散を防止するとともに沈砂池の設置により土壌の流出も防ぎ、③深さ50cm以上の土地の形質の変更に係る部分の合計が3,000㎡未満である場合には、土壌汚染対策法第4条の届出を不要とすることにより、土壌汚染防止を図りながら、再生可能エネルギーの利用拡大（27年6月までの発電事業化）を図ることができる。	C	Ⅲ	深さ50cm以上の土地の形質の変更に係る部分の合計が3000㎡未満であったとしても、土地の形質の変更の範囲が3,000㎡を超える場合は、大規模な土地の形質の変更であり、汚染の拡散を生じるおそれがあることから、当該届出の対象外とすることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	施設設置区域外へ土壌を搬出せず、土壌の飛散・流出もさせないことから、汚染が区域外に拡散する恐れはなく届出は不要と考える。なお、事業計画（想定）は、3千㎡以上の土地に太陽光発電施設を建設する中で、数百㎡の受変電施設の設置で深さ約20mの杭打ちを行うが、それ以外の土地は、県が土質検査を事業者に実施させ一定の基準を満たした土のみで盛土行い整地するだけである。整地の際に50cm以内で掘削する範囲が3千㎡を超える場合でも、汚染が拡散する恐れはないと考えるが、必要に応じ、建設工事期間中は発電事業者に周辺地域を含む地下水のモニタリングを実施させるなど、現況の把握に努め、状況により土地所有者が適切に対応する。	C	Ⅲ	土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合には、盛土が行われた土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから、届出は不要である。 しかし、盛土だけでなく杭の打設等による土地の掘削も行う場合、基準不適合土壌が帯水層に接することで地下水汚染の発生等による汚染の拡散のリスクを伴うため、盛土及び整地を含む土地の形質の変更の部分の面積が3,000㎡以上であれば、法第4条第1項の届出の対象となる。 なお、特定有害物質によって汚染されているおそれがあると判断し、法第4条第2項の調査命令を発出する場合、前述のとおり、盛土により当該土地の汚染を拡散させるリスクがないことから、調査の命令の対象となる土地は、法第4条第1項の届出に係る土地の形質の変更が行われる土地のうちいわゆる掘削部分である。 また、土壌汚染対策法第4条等への対応に要する時間が課題となっているのであれば、自主的な調査の結果に基づく指定の申請（土壌汚染対策法第14条）などにより対応することが可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「基準不適合土壌が帯水層に接することで地下水汚染の発生等(等が指す事項は不明)による汚染の拡散のリスクを伴う」とあるが、掘削をすれば必ず帯水層に接するというものではない。なお、仮に帯水層に接した場合に備え、事業者が周辺地域の既設井戸における地下水のモニタリングを実施し、地下水汚染が判明した場合は、事業者及び土地所有者が井戸水利用中止の喚起を行うことにより、人の健康に係る被害は防止できるため、届出を不要とすべきである。	C	Ⅲ	土壌汚染対策法の主旨を踏まえれば、基準不適合土壌が帯水層に接することで地下水汚染の発生等による拡散のリスクが伴う以上、同法の目的である国民の健康を保護するためには、特区内であっても適時適切に土壌汚染の状況を把握・管理すること等が必要であり、発電事業化等を行うために土壌汚染対策法の手続きを不要とすることは困難である。 なお、同法第4条第1項の届出をしても、特定有害物質によって汚染のおそれがない土地と都道府県知事が判断すれば、土壌汚染状況調査を行う必要はない。 特定有害物質による汚染のおそれがあり、土壌汚染状況調査を行った結果、杭の打設等で土地を掘削する範囲が要措置区域や形質変更時要届出区域に指定されたとしても、地表から一定の深さまで帯水層がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合は（土壌汚染対策法施行規則第43条第1項ロ、第50条第1項ロ）、当該一定の深さまでは土地の形質の変更の届出外となるので活用されたい。土地の形質の変更の届出を要しない行為に該当しない場合は、土地の形質の変更の施行方法の基準（土壌汚染対策法施行規則第43条第2項・3項、第53条等）に従う必要がある。		1015030	愛知県	愛知県	環境省
130050	地方公共団体が狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行う場合の主務大臣の確認の不要	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律　第1条、第4条及び第18条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則　第2条第12項	地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行うことについては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第12号に適合すると考えられるため、現行法上においても、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条に基づく主務大臣の確認を受ける必要はない。	狩猟や有害鳥獣捕獲において捕獲された特定外来生物（アライグマ、ヌートリアなど）を殺処分するための運搬について、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく主務大臣の「確認」を不要とすること。	地方公共団体が、農作物に被害を与える有害鳥獣捕獲において、捕獲した特定外来生物を処分場に運搬する等の防除を行う場合、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条に基づき主務大臣の「確認」を受ける必要がある。 この主務大臣の「確認」は、自治体ごとに受ける必要があり、その際の事務手続きが非常に煩雑であり、農作物被害軽減対策に支障があるため。	D	－	特定外来生物法第18条第1項に規定する確認については、特定外来生物の拡散防止を図りつつ必要な防除を行うことにより、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としているものであり、適切に行う必要がある。 ただし、地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い捕獲された特定外来生物の運搬を緊急に行う場合には、飼養等の禁止の適用除外規定（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第2条第12号）に適合すると考えられるため、現行法上においても、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条に基づく主務大臣の確認を受ける必要はない。			D	－				D	－			1015050	愛知県	愛知県	環境省・農林水産省